

# 市第109号議案 横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定

令和8年2月12日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

## 1 趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年4月から新たに「乳児等のための支援給付」が創設されます。

これに伴い、国から「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号。以下「内閣府令」という。）が示されたことから、本市においても、内閣府令を踏まえ、条例を新たに制定します。

## 2 条例案

「乳児等のための支援給付」において、給付費の支給対象事業者となるためには、児童福祉法による市町村の「認可」とは別に、市町村の「確認」を受ける必要があるため、当該「確認」に当たって、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して運営に関する基準等を定めます。

### (1) 条例案の構成

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 運営に関する基準
- 第4条 暴力団の排除
- 第5条 委任

### (2) 運営に関する基準（条例第3条）

本市の基準は、内閣府令の定める基準による旨を規定します。

<主な内閣府令の内容>

#### ア 利用定員に関する基準（内閣府令第3条）

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たり・1月当たりの利用定員を定めるものとする。

#### イ 面談（内閣府令第4条）

特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況や子どもの養育環境を把握するための面談を行わなければならない。

#### ウ 提供の記録（内閣府令第11条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

#### エ 運営規程（内閣府令第19条）

特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (ア) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (イ) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (エ) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 等

#### オ 勤務体制の確保等（内閣府令第20条）

特定乳児等通園支援事業者は、子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

#### カ 利用定員の遵守（内閣府令第21条）

特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

#### (3) 本市独自の規定（条例第4条）

特定乳児等通園支援事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に定める暴力団や暴力団員等であってはならない旨を規定します。

### 3 施行日

令和8年4月1日（改正子ども・子育て支援法及び内閣府令の施行日と同日）